

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 人権擁護運動

第四節 破防法関係

一 五二年度において数度のストライキによる反対をおして成立した破防法は、団体等規正令、政令第三二五号等の占領法規の後継法としてその運用が注目されていたが、同年中に既に岐阜、三重、京都、釧路において、文書頒布の行為が「内乱の正当性及び必要性」を主張する文書を頒布したものと起訴され、岐阜、京都等においては京大・名大等の法学者を含む公判闘争が展開されて来た。

これらの中、岐阜、三重、京都で問題になった文書については、本年鑑前号で紹介した通りであるが、釧路で起訴された文書は自由日本放送が「総選挙戦にのぞんで」と題して五二年八月三十一日に放送したものの一部をとりあげたものである点に於いて、破防法の今後の運用の方向を示すものであった。

その五二年一月二五日付起訴状中の公訴事実は次の通りである。

被告人兩名は共謀の上内乱を実行させる目的を以て昭和二七年九月二〇日午後二時五〇分頃より同日午後三時一〇分頃までの間白糠郡白糠町字鹿路所在明治鋳業株式会社鹿路鋳業所機関庫前踏切附近において同鋳業所鋳員光田忠太郎等約二〇名に対し「総選挙に際して日本国民に告ぐ自由日本放送」と題し、「選挙や国会でいったい何が出来るのか、一票を投じたところで現在の重労働低賃金がすぐなくなる訳でもあるまい。坪三銭で取上げられた先祖代々の土地がすぐ帰ってくるものでもない。又日中貿易にしたところで望みはないではないか。国会はアメリカ占領軍に指一つ触れることさえできないのみならずアメリカに奉仕しているではないか。このことは皆本当である。国会は日米合同委員会の下請機関である。国会はアメリカ占領軍売国両条約行政協定、そして天皇制が打ち倒されなかり民族抑圧の道具でしかない。売国両条約による深刻な体験を通じ、日本共産党の新綱領にもあるとおり、国会に縋っていたのでは奴隷戦争の道から永久にのがれることはできない。奴隷戦争の道からの解放の為には身をもって革命的行動を行うことによるのみ救われるということ国民は学びつつある。国民に対し国会だけが闘争の場であると思込ませて来たのは左派社会党から自由党にいたる議会主義政党である。一方では軍隊警察と治安維持法により平和的方法では国民が国の主人になることをさせず、国会の外で行う行動を暴力だとデマっている。特に反共左派社会党はあつかましくも日本共産党の新綱領に代表される国民の要求を自分の一手販売であるかのようにいう政治的ペテン師である。これらの要求を実現させることは議会では出来ない。命がけの革命的闘争によるのみ実現される。左派社会党は国会ではアメリカに嫌味を云ったり、拝み倒したり、掛引だけしかできない。国会は売国とおしゃべりの場でしかない。議会主義を乗越えつつある大衆を誤った絶望と拒否に迫りやるのは、彼等国会に巣くう売国奴社会民主主義者である。国会で鎖をたち切る場であることを忘れていた。東京六区の選挙で労働者の棄権が多かったのは重視されねばならない。選挙と議会を無視する態度をとったことは重大である。そして国民の名における国民抑圧を許していた。行政協定を国会にもかけなかったことを許していた。破防法を成立させ得たのも国会で多数を占めていたことがその理由である。アメリカへの奴隷化の両条約を押つけ得たのもそれ故であった。」「今や総反撃するときが来た。総選挙で民族を裏切り、ソ同盟、新中国、アジアに敵対する戦争を企てた売国勢力を国会から追放する責任をもっている。この抑圧機関が麻痺せられることは天皇制売国支配者共の支配が弱められることである。国会の多数が愛国者の側に移ることは疑いもなく彼らの力を弱める。しかし彼等は選挙法の改悪、参議

院の貴族院化をねらっている。この度の総選挙は戦争か平和か、売国か愛国か、奴隷か自由かを決するものである。労働者農民諸君、国会の無視や棄権という社会民主主義者の落穴に気をつけよ、中核自衛隊、抵抗自衛隊、更らにパルチザンの諸君、大衆が公正な選挙を勝ち取るよう国民の自由を守り、且つ拡大するよう奮闘せよ」及び「国会を反動支配から独立させ解放のための抵抗体とせねばならない。勿論愛国者が国会で多数を占めた場合でも反動の手中にある警察、予備隊の暴力機関がそのまま消え去るものではない。しかし暴力支配者がその民主主義の仮面をみにくく国民の前にあばかれたとき大衆は奮起するであろう。武装して闘うことのみが勝利の大道え導くものである。そのための土台として、大衆が平和と独立を目指し数百数千万の部隊に結集し、愛国の統一を固め前進する、ここに革命的意義が存在する。われわれの闘争の場は職場、部落等われわれが日常生活している場所である。統一された要求、行動で売国奴を工場、部落、町からつまみ出そう。大衆行動がすべてを決する。」旨等掲載して内乱の正当性及び必要性を主張した文書約二〇部を頒布したものである。

この公判は五三年一月一四日の第一回公判以来十数回の開廷を重ねたが、弁護人には釧路弁護士会の全会員がひきうけている。更に鑑定人として、羽仁五郎、海野晋吉、中村哲、小泉信三、鍋山貞親、金森徳次郎の諸氏が意見を述べ、羽仁五郎は「文章の片言隻句をつなぎ合わせれば聖書からでも破防法違反の文書をつくり出せるであろう」という趣旨の証言をした。

二 三月五日、京都で破防法反対、憲法擁護全国大会が開かれたが、これに参加した大山郁夫らの講師団は三月四日から同月一〇日迄の間、岐阜、和歌山、大津、京都、奈良、津等の各都市で破防法反対の講演会をひらいた。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---